



第五十一号 (春号)

春の全国交通安全運動

【期間】

令和三年四月六日から四月十五日までの十日間実施されます。

なお、四月十日は交通事故死ゼロを目指す日です。

【スローガン】
ゆとりある心と車間のデイスタンス

【運動の重点】

- 一、子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 二、自転車の安全利用の推進
- 三、歩行者等の保護を始めとする安全意識の向上
- 四、自転車安全利用五則の周知・徹底

4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
歩行者の安全ルールを守りましょう！
通学中の児童が完成する事故が発生するなど、道路において子供の危険にさらされています。道路・歩行者等の安全を再確認しましょう。また、交通事故の発生率の半数以上を高齢者が占めています。高齢者は身体機能の衰化を理解し、高齢歩行者では歩行者がいないと安全確認してから進みましょう。

交通ルールを守ろう。みんなで交通事故をゼロにしよう。

自転車の安全利用の推進
自転車は車の仲間です！
【自転車安全利用五則】
①自転車は、車道の右側を歩行者と同じ方向に進んで走行する。
②歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く。
③安全ルールを守る。
④歩行者・二輪車・自動車・大型トラック・バス等の大型車両に近づかない・追いつかない。
⑤子供はヘルメットを着用する。

歩行者等の保護を始めとする安全意識の向上
横断歩道は歩行者優先です！
自動車と歩行者が衝突した交通事故の多くは歩行者が横断歩道中の歩行者です。横断歩道は歩行者優先であり、運転手には横断歩道直前の減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆとり・ゆい」の気持ちを持って運転しましょう。

令和3年4月6日(土)～4月15日(日)
春の全国交通安全運動

内閣府

～地域交通安全センター～
スルガ自動車学校

〒424-0204
静岡市清水区興津中町522-1
フリーダイヤル0120-017-120

新入学・進級おめでとう
ございます。
コロナ禍の中新しい年が始まりました。
今年には緊急事態宣言の解除もあり人の移動も増えてくる事が予想されます。

また、四月から七月は子供の事故が増える時期、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保といった感染対策にも気を配りつつ、登下校中や休日の事故にも注意しましょう。

みなさんはどれくらい交通ルールを知っていますか？
例えばサッカーをする時はサッカーのルールを守ってプレーします。違反をすればペナルティをもらいます。道路も同じでルールがあります。違反をすればペナルティがあり、さらには事故につながってしまう危険があります。



直して無事故無違反を目指しましょう。

自転車のルール

自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車の仲間です。したがって、基本的に車道を通行します。三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金
では、例外として歩道を通行できるときは？



○歩道に「自転車通行可」の標識があるとき。

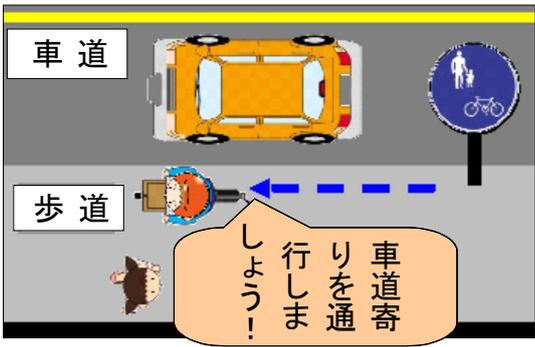


○著しく自転車の通行量が多く、さらに車道の幅が狭いなどのために、自動車との接触事故の危険性がある場合などやむを得ないとき。

以上に限られます。
なお自転車道がある所では、自転車道を通行しなければなりません。二万円以下の罰金又は科

歩道は歩行者優先

自転車は歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行で通行しなければなりません。歩行者の通行を妨げる場合は自転車が止まらなければなりません。
※徐行：すぐ止まれる歩くような速度です。

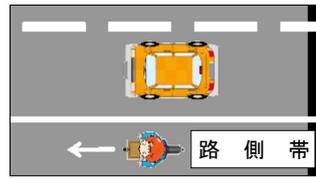


二万円以下の罰金又は科料
ちなみに自転車が歩道を通行する場合は自転車同士の間隔が確保できず、すれ違いに危険を感じる場合は、自転車を降りて、押して歩きましょう。
左側通行
自転車は車道を通行するときは、自動車と同じ左側

通行です。

道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金



○自転車は歩行者の妨げになる場合を除き、路側帯を通行することができません。ただし、この場合も左側部

分に設けられた路側帯を通行してください。

その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

安全ルールを守る

○二人乗りの禁止

二万円以下の罰金又は科料

○並走の禁止

二万円以下の罰金又は科料

○無灯火の禁止

夜間はライトを点灯させなければなりません。

五万円以下の罰金

○信号機に従う

信号無視は交通違反です。三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

また、青信号であっても

交差点を曲がってくる自動車に巻き込まれてしまう事故もあります。油断せず、左右の確認は行いましょう。

○一時停止



一時停止の標識のある所では一時停止をして左右の確認をす

る。一時不停止は交通違反です。

三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

よく見るこの標識は自動車だけのものではありません。

自転車も従いましょう。

○安全運転の義務

ハンドルやブレーキを確実に操作し、他人に危害を及ぼさない方法、速度で運転しなければなりません。

これまでに紹介したものを

以外でも運転の妨げとなる行為をしながらの走行は違反となります。具体的にはイヤホン・ヘッド

ホンなどの使用、スマートフォン

の使用、携帯ゲーム機の使用などが挙げられます。

三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

○自転車ナビマーク・自転車ナビラインと自転車専用通行帯

道路でよく目にするこのマーク、右から「自転車ナビマーク」「自転車専用道」というものです。



自転車専用道

自転車ナビマーク

自転車専用道

自転車専用道

自転車専用道

自転車が車道を通行するさいの通行位置と進行方向を示します。

矢印の向きに従って走行しましょう（逆行はできません）。

また、自転車ナビマーク

と自転車ナビラインには、自転車優先など法令上自転車

を保護する意味はありま

せん。自転車ナビマーク・

自転車ナビラインがある場所や交差点でも周囲の自動車や歩行者の動きに十分注意して運転しましょう。

安全確認

安全確認

駐車車両を避けるさい、車道から歩道に入るさい、歩道から車道に入るさいには十分に周囲の安全を確認しましょう。

車道から歩道に入るとき

は、歩行者優先を忘れず、歩行者の有無や歩行者との間に安全な間隔を空



けられるかを確認した後に入りましょう。

歩道から車道へ入るとき

は、後方から来る自動車に注意します。自動車は速度も速くすぐに止まることが

できません。自動車の目の前

に出してしまうと追突される可能性

があります。そのため、後方から来る自動車との間に距離が長くあるか

を確認して出るようにしましょう。

保護者の方へ

日頃から安全運転につとめていただきありがとうございます。

自転車の交通事故が最も多いのは中・高校生です。

自転車での通学や遊びに行くときなど 乗り慣れてきたことによる油断や注意不足により事故を合うケースが多いため、危険な運転にならないよう日頃から繰り返し指導しましょう。

また、事故といつても被害者だけでなく加害者になる危険性もあります。相手を死亡又は大けがをさせて高額な賠償金を本人もしくは保護者に請求されるケースもあり、決して本人だけでなく家族全体の問題となることもあります。

事故の加害者とならないために常に危険と隣り合わせであることを意識させ、周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。

周囲の安全確認を徹底させるようにしましょう。